

## 第 28 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和 4 年 9 月 26 日、午後 2 時 30 分、農業委員を足利市役所に召集し、第 28 回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

| 議席<br>番号 | 氏 名   | 議席<br>番号 | 氏 名   | 議席<br>番号 | 氏 名  |
|----------|-------|----------|-------|----------|------|
| 1        | 小山 勉  | 2        | 桐生さとみ | 3        | 石橋孝雄 |
| 4        | 藤生正浩  | 5        | 清水 茂  | 6        | 岡村奏一 |
| 7        | 本島一喜  |          |       | 9        | 三田照子 |
| 10       | 星野雅彦  | 11       | 森山正和  | 12       | 河内義昭 |
| 13       | 長谷川良光 | 14       | 赤坂安一  | 15       | 遠藤茂太 |

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、松崎茂夫、青木芳光、長竹武男、鶴田忠夫、本嶋ミチ子、嶋田重雄  
関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、萩原晴夫、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也  
山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

|    |  |
|----|--|
| 局長 | <p>報告いたします。ただいまの出席委員は 14 名であります。</p> <p>欠席委員は 8 番 柏瀬委員であります。</p> <p>推進委員の出席は 19 名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第 29 条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第 3 議案第 1 号から議案第 6 号までについて</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について</p> |
|----|--|

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画(案)に係る市長からの協議について

議案第5号 令和4年度農地等利用最適化推進施策の改善についての  
意見書(案)について

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達して  
おりますので、これより第28回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午後2時37分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

7番 本島委員、15番 遠藤委員を指名いたします。ご異議ございません  
か。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局  
長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理につい  
て、総括表に基づきましてご報告いたします。

農地法第4条の届出は、件数が3件、筆数が3筆、面積が2,968.00  
㎡です。

農地法第5条の届出は、件数が11件、筆数が26筆、面積が9,753.  
40㎡です。

合計いたしまして、件数が14件、筆数が29筆、面積が12,721.4  
0㎡です。

詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページ  
から6ページまでに掲載しております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と  
いたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の7ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

9月の申請件数は1件でした。

1番、申請地は名草中町地内の畑、257㎡です。譲受理由は経営規模拡大のため、譲渡理由は非農家で耕作が難しいため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の贈与です。

調査書は議案書31ページにありますが、各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請1件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ここで、農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与制限により、15番 遠藤委員の退席を求めます。

【午後2時41分 退席】

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

7番 本島委員

7番

7番 本島です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の31ページをご覧下さい。

調査年月日は令和4年9月15日、木曜日、午前9時30分から、調査班は三田委員を班長といたしまして、藤生委員、清水委員、星野職務代理、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地については、合計61筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の自宅に近接しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

青木推進委員

特にありません。

長竹推進委員

ありません。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、遠藤委員の出席を求めます。

【午後2時44分 出席】

議長

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の8ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

9月の申請件数は10件、うち一般住宅3件、太陽光7件でした。議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。

では、議案書32ページをお開きください。

1番、申請地は名草下町地内の田、1,206㎡ほか6筆、計4,275㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル840枚を2,158.80㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書40ページをお開きください。

2番、申請地は名草下町地内の畑、255㎡ほか1筆、計332㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積38.09㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書41ページをお開きください。

3番、申請地は名草下町地内の田、188㎡ほか6筆、計3,590㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル612枚を1,572.84㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書42ページをお開きください。

4番、申請地は名草下町地内の田、254㎡ほか6筆、計3,965㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル720枚を1,850.40㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有

権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書43ページをお開きください。

5番、申請地は名草中町地内の田、1,500㎡ほか1筆、計2,144㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル444枚を1,141.08㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書44ページをお開きください。

6番、申請地は松田町地内の畑、457㎡ほか6筆、計2,851㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル732枚を1,881.12㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書45ページをお開きください。

7番、申請地は小俣町地内の田、394㎡ほか2筆、計1,359㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル210枚を471.50㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書46ページをお開きください。

8番、申請地は堀込町地内の田、491㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積149.13㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書47ページをお開きください。

9番、申請地は島田町地内の田、330㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積127.52㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第1種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書48ページをお開きください。

10番、申請地は羽刈町地内の畑、680㎡ほか3筆、計3,084㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル720枚を1,850.40㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請10件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4番 藤生委員。

4番

4番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の33ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は、議案第1号と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。

発電出力は453.6キロワットで、売電単価は税抜き11円、年間約470万円の売電収益となり、9年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、整地のみを行い、造成はありません。

周辺の農地が耕作中であることから、草刈りや水路の堀さらいなどを計画的に行い、耕作者に影響が及ぶことのないように念を押し、了解を得ました。

また、隣接して利用権が設定された農地が存在していることから、進入経路の確保について確認したところ、フェンスを境界から50センチ下げて設置すること、工事の事前説明を行う際に耕作者と協議し、進入路を広げる必要が生じた場合は対応するとの説明がありました。

申請地は、東と北は水路および田、南は畦畔、西は道路および田です。水路機能と進入経路が維持されれば、残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は名草下町南部の第2種農地であり、申請人の実情から転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

青木推進委員 地区推進委員の青木です。調査会の現地立ち合いの際にも申し上げましたが、申請地の奥に残る農地への進入については、県道から申請地の脇の官地を通って入っているようですが、以前から、畦を壊されてしまうというクレームを受けています。施工に当たり、トラクターがスムーズに入れる幅の確保に配慮してほしいです。

議長 先ほどの事務局からの説明でも、進入については配慮する、という説明でした。

主査 はい、残る田への進入に配慮するよう、代理人を通じて伝えることとします。

議長 それでは、ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて、2番から10番までを上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 2番から10番はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の13ページをお開きください。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今月も、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借、いわゆる利用権と、農地中間管理事業法に基づく貸借の2つの集積計画があります。

では、まず、利用権からです。

議案書の14ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が3件で、面積は4,669㎡です。所有権移転は1件で、面積は1,008㎡です。

詳細につきましては、貸借権設定を15ページに、所有権移転を16ページに掲載しております。

なお、貸借権設定の1番については、新規就農の案件ですのでご説明いたします。議案書の49ページをご覧ください。9月15日に開催された運営委員会の資料となっております。

申請人は群馬県大泉町在住の非農家で、申請地を借り受け、トルコギキョウの栽培を行うというものです。申請地は荒金町にある田 2筆、計2,322㎡で、連棟ハウスと単棟ハウスが建っております。契約期間は10年間です。

議案書49ページ右側から53ページまでに、営農計画書、位置図、地籍図、現地写真、利用権設定申出書を掲載しております。

以上、審議の後、承認をいただきましたら、9月30日付けで公告の手続きを行います。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番を上程いたします。

本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

15番 遠藤運営委員長。

15番

15番 運営委員長の遠藤です。

新規就農について、運営委員会の実情調査の結果を報告いたします。

今回は、申請人からの農地の利用権設定の承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと、実情調査を行いました。

調査年月日は、令和4年9月15日、木曜日、午後1時30分から、運営委員4名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

申請人は、幼少期から農業に触れる機会が多く、専門学校で園芸作物を専攻しました。今年4月からは、市内の農業士のもとに研修に入るとともに、JAの花き部会員の勉強会にも参加し、知識と技術の習得に努めています。

営農の規模は、連棟ハウスと単棟ハウスの合計14aで、単棟ハウスの一部を作業場にします。

出荷調整作業は、ここだけでは不足するため、自宅にも作業場を設置する予定です。

まず、経営を軌道に乗せることを最優先とし、「生計が成り立つよう、計画的に資金を貯め、規模拡大を図りたい」とのことでした。

出荷先はJAで、花き部会にも入部するので、就農後の支援体制は万全です。今後は、ハウスの修繕に補助事業を使いたいとのことで、認定新規就農者の認定申請も行う予定です。

以上、申請人の強い営農意欲が確認できましたので、運営委員会といたしまして、申請人の新規就農および利用権設定を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長

本件について、意見を求めます。

3番 石橋委員。

3番

3番 石橋です。

議案書では、農地の賃借料が反当り4,300円となっておりますが、ハウスの賃料はどうなっているのでしょうか。

議長

農地の賃料と同様ですが、委員会としての基準はありません。貸借の申出や



申請は、貸付人、借受人のお互いの合意のもと上がってきますので。

3 番 今後、空きハウスを新規就農者が借りやすくするよう、農地の賃借料とは別に、目安を作ってもらえるとありがたいです。桁外れの価格で借りている農業者もいるので。

議長 本日、総会後の全員協議会で、今年の賃借料情報の提供の仕方について協議することとなっていますが、農業委員会で賃料を設定することは、法的にできません。あくまで、現況のデータを集計し、平均値を情報提供するのみです。そのため、委員の皆さんは、情報を掴んでおいてください。また、先に契約をする前に、事務局に賃借料の相談をした方が良くと思います。

3 番 どうしても、借受人の立場が弱く、情報を持っていないと決めにくいと思います。

議長 離農者のハウス情報は大切です。資材が高騰する中、空きハウスを新規就農者に渡していくことが、スムーズな就農につながります。空きハウスの情報は、他の委員や事務局との情報共有を心掛けましょう。

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 賃借権の1番はそのように決定いたしました。

続いて、賃借権設定の2番及び3番と所有権移転についてを上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、賃借権設定の2番及び3番と所有権移転については、そのように決定いたしました。

同じく、議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画配分計画方式についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 続きまして、中間管理事業に基づく集積計画をご説明いたします。議案書の17ページをお開きください。

この配分計画方式は、一括方式が創設される以前の、当初からある手続きで、集積計画の公告によって中間管理権が発生し、機構への貸付けが行われます。その後、その貸付地を借り受ける受け手を配分計画案として農業委員会が決定し、配分計画案を県へ提出し、県が配分計画を認可して受け手の権利が発生する、という仕組みです。続く議案第4号と関連しています。

この案件は、先月もご承認いただきましたが、今年度、国が新しく創設した、遊休農地解消緊急対策事業を活用するに当たり、中間管理事業法の配分計画方式で手続きをするものです。

解消事業の対象要件ですが、農振農用地、いわゆる青地であること、機構へ10年以上、使用貸借で貸し付けることとなっています。遊休農地の解消に当たっては、原則、耕作者の負担となり、解消費用のうち、10a当たり43,000円が助成されます。

今回の川崎町については、10月1日付けで機構に農地が預けられ、機構が解消に入るという流れになります。ただ、機構が解消ということになっていますが、実際の解消は耕作者です。

長い説明となりましたが、以上で、議案第3号 集積計画の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画は、そのように決定いたしました。

続いて、議案第4号 農用地利用配分計画（案）に係る市長からの協議についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 それでは、議案第4号 中間管理事業の配分計画案についてご説明いたします。こちらは、先にご承認いただきました、議案第3号で機構に貸しつけられた農地を、担い手に配分する案となっています。議案書22ページをお開きください。こちらの貸借の始期が、11月1日からとなっています。先ほどご承認いただいた集積計画では、10月1日に機構に農地が預けられることとなりましたので、この1か月間で、遊休農地を解消する、というイメージです。

こちらの配分案についてご承認いただいた後、農業委員会として「意見なし」とした意見書を、県へ提出することとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。

続いて、議案第5号 令和4年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の23ページをお開きください。

議案第5号 令和4年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書（案）について、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、関係行政機関

である足利市に対して提出するものです。8月の全員協議会で提案いたしました素案に対してご指摘をいただき、その後修正をした箇所についてご説明します。

26ページをお開きください。4番、新規参入の推進についてのうち、(1)新規就農者への支援についてであります。新規就農塾があまり機能していないのではないかとのご指摘を石橋委員からいただき、内容を修正いたしました。新規就農塾の具体的な事業として、議案に記載いたしましたとおり、「研修手当の増額」、「ハウスや農業用機械への補助の充実」といった、より具体的な事業の改善についての提案を追加し、これらの事業により就農塾が現状維持にとどまらず、「実際の就農に結びつくよう」「研修から就農まで一貫したサポートを充実化させる」そのような趣旨の意見に修正をいたしました。修正した内容につきましては、9月15日に開催しました運営委員会でご審議をいただき、ご了承をいただいております。

本日、議案書の内容でご承認をいただきましたら、この後17時から、この会場で足利市長へ意見書を手渡しすることとなっておりますので、よろしくお願いたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは本件は提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第5号はそのように決定いたしました。

なお、総会及び全員協議会終了後、市長に提出をいたします。

続いて、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の27ページをお開きください。

議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。

相続税の納税猶予制度は、租税特別措置法に基づき、農地を相続した者が当該農地で農業経営を行っていくことを条件として、相続税の納税が猶予されるものです。猶予の手續にあたっては、農業経営を行ううえで適格である旨の、農業委員会が発行した証明書を添付して、税務署に申請手続きを行うこととなっておりますので、申請者の農業経営について適格かどうか、ご審議をいただくものです。

それでは議案書の内容に沿ってご説明いたします。1番、申請地は福居町にある畑及び田、計6筆で、面積の合計は4,179㎡です。被相続人及び相続人は記載のとおりで、相続開始年月日は令和4年1月31日です。令和4年9月13日に、石橋委員と事務局で申請地の現地調査を行い、適正に耕作されていることを確認しております。

スクリーンをご覧ください。申請地の位置図と現地の写真です(モニター画面に投影)。足利大学附属高等学校の南から南西のあたりで、市街化区域内にある農地で、4か所にわかれています。現地の様子です。初めに、議案書上から4番目の農地です。米が作付けされていました。次に、5番目と6番目の農地です。同じく、米が作付けされていました。次に、2番目の農地です。パイプハウスの中でトマトが栽培されていました。最後に、1番目と3番目の農地です。ネギなどの野菜が栽培されていました。

以上、本申請につきましては、すべての農地が適正に耕作、管理されておりますことを報告いたします。申請者の農業経営について適格かどうか、ご審議をお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは本件は適格と認めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第6号はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、8月26日に開催された常設審議委員会において、許可相当との答申を得、会長専決にて許可の決定と指令書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第28回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午後3時33分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年10月25日

足利市農業委員会

7番委員

15番委員